

学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方について

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係のある他の児童が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」とします。なお、起こった場所は学校の内外を問いません。

(2) 本校の基本姿勢

学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはなりません。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいきます。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進めます。そして、本校の教職員は、「いじめは、どの学級でも起こりうるものであり、また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるものであり、いじめ問題に無関係で済む児童はいない」という基本認識に立ち、学校全体で組織的に未然防止・早期発見・早期対応に努めます。また、けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目します。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織について

(1) 「学校いじめ対策組織」の名称・構成員

① いじめ・不登校対策委員会

- ・ いじめ未然防止や情報交換、解決策等を立案するために、月に1回、全職員参加で実施しています。

② 生活・保健安全指導部会

- ・ 各学年の現状や現在の指導状況についての情報交換、共通理解を図る会です。月に1回、生活指導主任と学年の生活指導担当者等が参加して開催しています。また、必要に応じて臨時に会を開催しています。

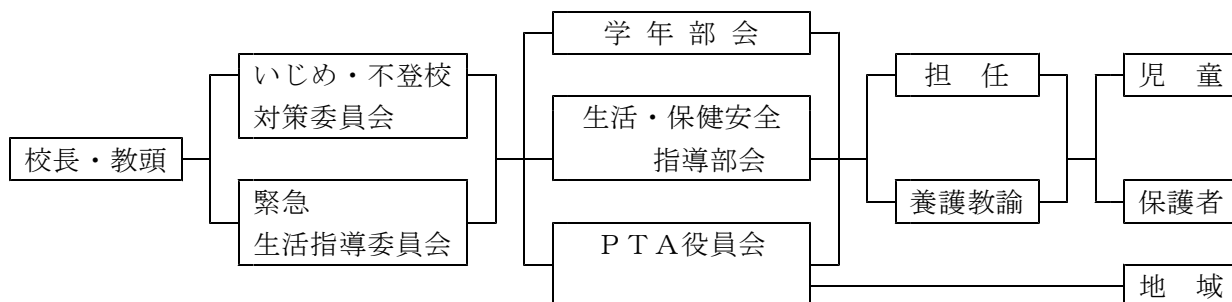
③ 学年部会

- ・ 各学年ごとに、日々の子どもの様子や指導状況等の情報交換をするために、学年担当者が参加して開催しています。

④ 緊急生活指導委員会

- ・ 緊急ないじめの問題が発生したときは、その場で適切な処置・指導をするとともに校長に報告をします。状況によって、校長の指示で、緊急生徒指導委員会を開催して迅速な対応をします。構成員は、校長、教頭、教務主任、校務主任、養護教諭、学年主任、学級担任等です。緊急を要する場合は、上記以外に刈谷警察署生活安全課やスクールカウンセラー、児童相談センター、子ども相談センター、子育て推進課、法務局等の関係機関や、学校運営協議会委員、人権擁護委員、民生児童委員、交通指導員等の地域の方をメンバーに依頼したいと考えます。

(2)「学校いじめ対策組織」の組織図



(3)「学校いじめ対策組織」の役割

- ① 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
 - ・ 教職員による取組評価や学校評価アンケートの結果を踏まえて、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していきます。
- ② 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・ 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図ります。さらに、学校生活アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努めます。
- ③ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・ 随時、学校だよりやホームページ等を通して、学校評価アンケートの結果等を発信します。
- ④ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）
 - ・ いじめがあった場合、あるいは、いじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織します。そして、いじめ事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応していきます。必要があれば、外部の専門家・関係機関との連携を依頼して対応します。また、問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的に指導・支援を行います。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組について

(1) いじめの未然防止の取組

今年度の学校経営方針「みんなで創る！ 平成っ子が輝く、笑顔あふれる学校」を具体化する中で、教職員と児童の信頼関係に基づく温かい人間関係を育むことに基盤を置き、学校教育活動全体を通して、授業づくりや学年・学級経営の充実に努めます。特に、教職員が日常的に児童に対して温かい声かけをすることや、児童同士のかかわり合いを大切に、互いに認め合い、励まし合い、共に成長していく学級づくりに取り組みます。

- ① 児童の心を揺さぶる道徳科の授業の充実
 - ・ 児童の心を揺さぶるために、学年の実態に応じて、生き方を考える感動資料や多様な考え方を引き出す反価値のある資料を選択し、授業構想を進めます。
 - ・ 道徳科の授業では、道徳的価値の本質に迫らせるために、児童の実態に応じて資料を紙芝居風にして読み聞かせをしたり、分割して提示したりします。また、低学年では、役割演技を導入して、主人公の気持ちに迫らせるように工夫をします。
 - ・ 話し合い活動の活性化を図るために、児童への発問を工夫したり、付け足し発言を奨励したり、座席を話し合い隊形にしたりして、授業展開に工夫をします。
- ② 「主体的・対話的で深い学び」を重視する各教科・領域の時間
 - ・ 今年度は特に、教科・道徳を中心に、主体的・共働的な学び合いに重点を置き、一人一人の児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育むような授業づくりに取り組みます。

- ・ 児童の興味・関心に基づいた導入の仕方を工夫したり、児童の実態に応じた単元指導計画を立てたり、話し合い活動を充実したりして、分かりやすい授業に取り組みます。
 - ・ 毎月、学級活動の時間の中で、ソーシャルスキルトレーニングの実践に取り組みます。 コミュニケーションスキルを高めることにより、自分と他人では思いや考えが違ふことや思いや考えが違ってもよいこと等、自分の感情をコントロールする力を育てるように努めます。
 - ・ 各教科・領域の指導の中で、道徳性に関連性のある内容を事前にピックアップし、それに配慮しながら、指導に取り組みます。 また、外部講師による「命の授業」を行います。
- ③ 一人一人を大切に、互いに認め合う学級・学校づくり
- ・ 各学年において、毎日、友達のよいところを帰りの会で発表し合う場を設けます。
 - ・ 児童会活動では、異学年交流を重視するたてわり行事を運営したり、ペットボトルキャップ・牛乳パック・アルミ缶回収を継続したりして、児童が協力し合う主体的な取り組みを指導します。
 - ・ 児童会あいさつ運動、無言清掃活動の充実等の取組に重点を置き、当たり前のことを当たり前に行うことの奨励と継続を進めます。
- ④ 時期に合わせたタイムリーな取組
- ・ 全校児童が体育館に集まる全校集会において、校長の講話の中に、必要に応じていじめに関する話題や、一人一人の命の尊さに関する話題を入れます。
 - ・ 夏季休業等の長期休業に対して、学級担任から事前・事後指導を行い、長期休業中のいじめ防止に取り組みます。
 - ・ 12月の人権週間に合わせ、道徳科の授業や人権作品コンクールへの応募を通して、思いやりの心やかけがえのない命について、考える場を設定します。
- ⑤ インターネット上のいじめに対する対策の推進
- ・ インターネット上のサイト等における誹謗中傷などのトラブルに児童が巻き込まれることを未然に防ぐために、インターネットの利用に関する指導等、情報モラル教育を充実します。

(2) いじめの早期発見の取組

- ① 教職員は、「いじめは、どの学級でも起こりうるものであり、また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるものであり、いじめ問題に無関係で済む児童はいない」という基本認識に立ち、毎日、児童の様子を丁寧に観察し、継続的に記録します。そして、教職員と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整えていきます。
- ② 継続的な観察の中で気になる児童については、学年部会及び生活・保健安全指導部会などの場で、気付いたことを共有し、できる限り多くの目で該当する児童を見守ります。気になる場合は、早期に家庭に連絡します。
- ③ 特に気になる児童については、担任及び該当学年の担当者が中心となり、該当する児童や周りの児童たちから話を聞き、情報を集めます。該当する児童には、安心感をもたせるとともに、問題の有無を調査して、問題があればさらに相談活動を行います。特に気になる場合は、家庭に継続的に連絡します。
- ④ 学校生活アンケートを定期的実施したり、教育相談週間での個人面談を行ったりし、いじめの有無や悩み、友達関係を把握するとともに、児童の小さなサインやSOSを見逃さないように、児童を的確に見取る目を養うように努めます。
- ⑤ 学校や家庭では話しにくい場合は、子どもSOSほっとライン24（24時間子供SOSダイヤル）等、外部の相談機関を紹介します。
- ⑥ 心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーと連携し、児童や保護者が悩みを相談しやすい環境を作ります。

(3) いじめに対する措置

- ① いじめの発見・通報を受けたときや、いじめの疑いがあると思われるときは、速やかに学校いじめ対策組織において、情報を共有します。
- ② 担任及び該当学年の担当者がいじめにかかわる情報収集を迅速・的確に行い、事実確認をした上で、被害児童の身の安全を第一に考え、守り通すという姿勢で組織的に対応します。そして、加害児童には、教育的配慮の基、毅然とした姿勢で指導や支援を継続的に行います。また、傍観者の児童たちも、放置すれば加害児童と同罪であることを指導します。
- ③ 家庭との連携をさらに密にし、学校の取組を伝えたり、家庭での様子や友達関係等についての情報を集めたりしながら、保護者に協力をいただきます。また、学校内だけでなく、刈谷警察署生活安全課やスクールカウンセラー、児童相談センター、子ども相談センター、子育て推進課、法務局等の関係機関や、学校運営協議会委員、人権擁護委員、民生児童委員、交通指導員等の地域の方と連携して取り組んでいきます。
- ④ 被害児童の心を癒すために、担任及び該当学年の担当者が養護教諭やスクールカウンセラーと連携を取りながら、指導をします。また、いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見逃ごさない・生み出さない集団づくりを行うための学年・学級経営を継続します。
- ⑤ いじめが解消している状況に至った場合でも、被害児童及び加害児童を日常的に注意深く観察し、再発防止に努めます。

4 重大事態への対応について

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに刈谷市教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応します。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、いじめ・不登校対策委員会を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどをして対応します。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供します。

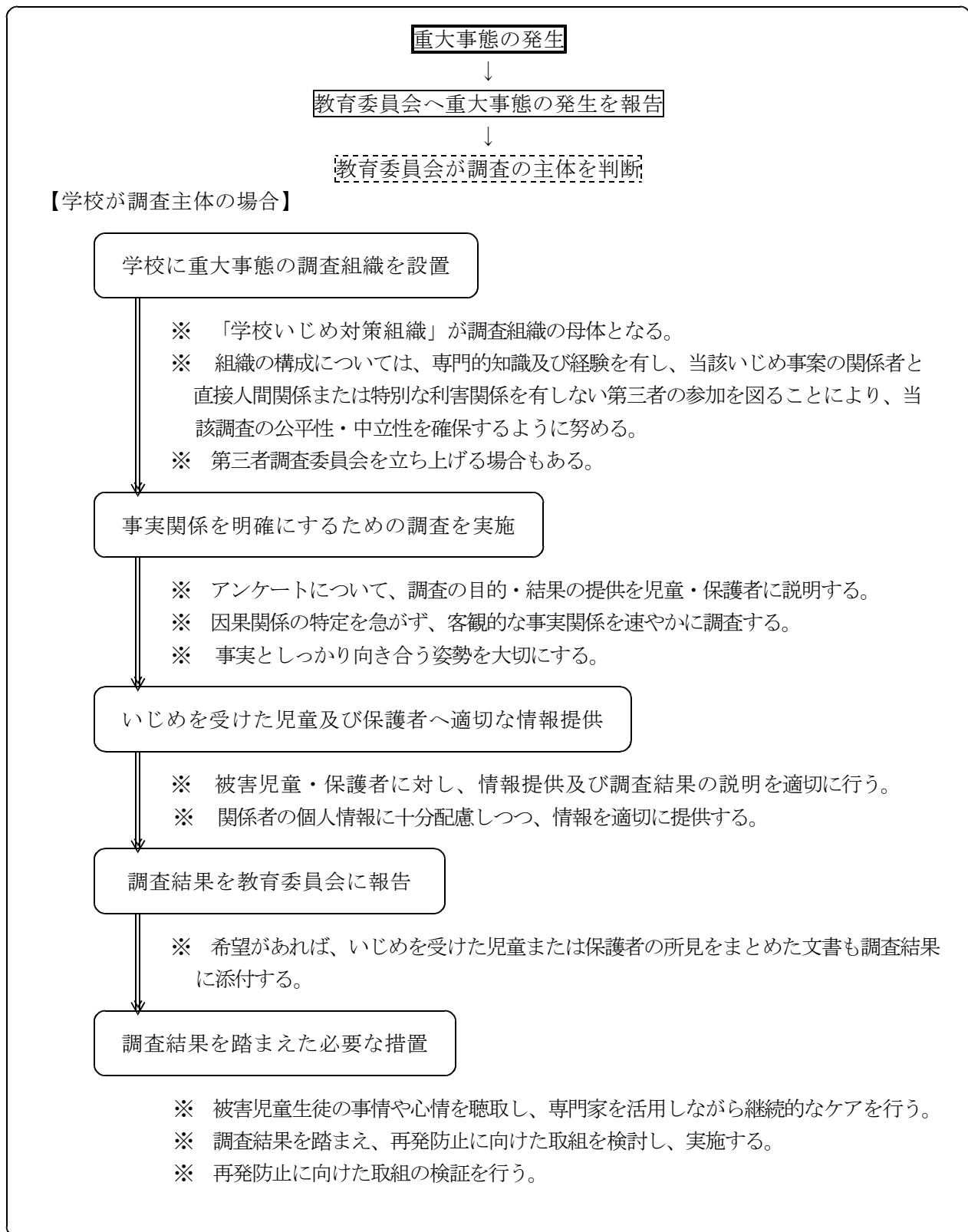
5 学校の取組に対する検証・見直しについて

- (1) 学校いじめ防止基本方針を始めとする、いじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるように努めます。
- (2) 教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会等において、目標の達成状況を評価し、その評価結果を踏まえて、いじめ防止に関する取組の改善を行います。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修（いじめカウンセリング研修会）を年1回計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努めます。
- (2) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止にも取り組みます。

<資料1：重大事態対応フロー図>



【重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条）】

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間31日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

＜資料２：取組の年間計画＞

	いじめ・不登校対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ↓ D	○「学校いじめ基本方針」の内容の共通理解	○いじめ相談窓口の紹介 ○身体測定	○HPでの説明
5月	↓	○保健指導（心と体の成長） ○みどりの学校		
6月	↓		○学校生活アンケート ○教育相談週間	○授業参観 ○PTA社会学級 ○学校運営協議会委員へ授業公開 ○PTA夏フェス
7月	C ↓ A	○教職員による「取組評価」の実施	○通学団会	○個別懇談会
8月	↓ A	○中間評価→検証 ○現職研修（いじめカウンセリング研修会）	○全校出校日	
9月	P ↓ D	○運動会に向けての取組	○身体測定	
10月	↓ C	○修学旅行 ○ふれあい運動会		○運動会支援
11月	↓ A	○音楽会	○学校生活アンケート ○教育相談週間	○PTA奉仕作業 ○学校運営協議会員への行事公開
12月	↓ P	○教職員による「取組の評価」の実施→検証	○人権週間 ○募金活動 ○通学団会	○個別懇談会
1月	↓ D	○保健指導（命の大切さ）	○身体測定	○PTA冬フェス
2月	↓ C	○教職員による学校評価アンケート→検証	○学級対抗ジャンプ ○感謝の会 ○通学団会	○授業参観 ○保護者・公職者への学校評価アンケート→検証 ○学校運営協議会員からの評価
3月	P	○学校評価の結果をまとめ、「基本方針」の見直し	○卒業生を送る会 ○お別れの式 ○卒業式	
通年		○校内のいじめに関する情報収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる、できるが実感できる授業づくり	○毎日の健康観察の実施 ○生活日記 ○スクールカウンセラーによる相談

※ いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。